

2026年4月28日

内部統制システム

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という）は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備する。経営管理部は、内部統制を推進し、内部監査部は、内部統制の評価を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の法令遵守状況等について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の取締役等は、情報の保存及び管理に関する規程を整備し、情報の保存及び管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「情報管理委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の取締役等は、損失の危険の管理に関する規程を整備し、損失の危険の管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理して年2回の内部統制会議において報告を行い、取締役会は、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にするように必要な指示を行う。特に、会社に重大な影響を及ぼす可能性のある品質問題については、全社部長会で定期的にモニタリングし、必要に応じて経営会議で対応を協議する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社の取締役会は、取締役会規則に基づき経営の基本方針、法令で定められた事項等を決定し、当社の取締役等の業務執行状況を監督する。取締役会は、上記以外の業務執行に係る決定を社長に委任し、社長は経営会議において重要な意思決定を行う。また、当社の取締役等の職務執行が効率的に行われるよう規程類の整備を行う。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備するとともに、法務室を設置して各種法令に関する社内指導を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の使用人の法令遵守状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

6ーイ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制を確保し、年2回の現法合同役員会等を通じて、円滑な情報交換を推進する。

6ーロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の取締役等は、当社の子会社の損失の危険の管理を推進するため、年2回の現法合同役員会等を通じて、子会社の取締役等との情報交換を行い、また、必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。当社の「リスク・コンプライアンス委員会」は、子会社の損失の危険の管理に関し、必要な指導を行う。

6ーハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、年2回の現法合同役員会等により、情報交換を行い、また必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。

6ーニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等に対し、「関係会社管理規程」により必要な報告を求め、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めるよう指示し、子会社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制を整備する。また、当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、年2回の現法合同役員会等を通じて情報交換を行い、また必要に応じて、取締役等または社員を子会社に派遣する。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に関する事項

・当社の監査等委員会より職務を補助すべき取締役等及び使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、補助すべき使用人の配置にあたっては当社の監査等委員会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

8. 前号の取締役等及び使用人の当社の他の取締役等（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

・当該取締役等の業績評価、及び当該使用人の人事異動、人事考課については当社の監査等委員会の同意を得る。

9. 当社の監査等委員会の第7号の取締役等及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当該取締役等及び使用人の当社の他の取締役等（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保することで、当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に対する指示の実効性を

確保する。

10. 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

10-イ. 当社の取締役等(監査等委員である取締役を除く)並びに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

・当社の取締役等及び使用人は、重要な業務執行を審議するため、経営会議等を開催し、当社の監査等委員は、会議等に参加しその報告を受ける体制とし、報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へその内容を報告する。また、取締役等及び使用人は、全社的(当社及び当社グループ)に特に重大な影響を及ぼす事項については、即報制度等により、速やかに監査等委員に報告する。

10-ロ. 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

・当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当社の取締役等に報告し、当該取締役等は当社の監査等委員に対して、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。
報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へ報告する。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・前号の報告をした当社並びにその子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

12. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社の監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、明らかに監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、経営管理本部は速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査等委員は、監査が効率的且つ効果的に行われるために、経営会議等重要会議に参加し、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催する。また、内部監査部より報告を受け、必要に応じ調査を依頼することができる。

14. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

・反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全性を維持するために、「エンシュウ株式会社 行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対しては、社内関係部門及び外

部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。